

令和6年度

国土強靱化に資する税制改正要望事項の概要

令和5年8月

内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

<浸水対策>

【延長】

①浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長 (固定資産税)

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」の取組を推進するための特定都市河川浸水被害対策法または下水道法の制度に基づく認定計画により、民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準については、 $1/3$ を参酌して $1/6$ 以上 $1/2$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする特例措置を3年間延長する。

(国土交通省)

【延長】

②高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長 (不動産取得税、固定資産税)

高規格堤防整備事業により家屋の移転の対象となった者に対し、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合の不動産取得税について、課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置を2年間延長する。また、高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については $2/3$ 、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については $1/3$ を、新築後5年間減額する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)

<津波対策>

【延長】

③津波避難施設に係る特例措置の延長 (固定資産税)

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、都道府県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設又は協定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）に対する固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

【延長】

④津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置

を4年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

<大規模倒壊の防止>

【延長】

⑤既存住宅の耐震改修に係る特例措置の延長（所得税、固定資産税）

昭和56年5月31日以前に建築された家屋について一定の耐震改修工事を行った場合、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%等を工事年分の所得税額から控除する特例措置を2年間延長する。また、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税額を1/2減額する特例措置を2年間延長する。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間の固定資産税額を1/2減額する特例措置を2年間延長する。）

(国土交通省・内閣府)

<情報伝達ルート確保>

【延長】

⑥ローカル5G無線局の償却資産に係る特例措置の延長（固定資産税）

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を1年間延長する。

(総務省)

<エネルギー供給源の多様化・分散化>

【拡充・延長】

⑦再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間、一定割合に軽減する特例措置を、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを講じた上で、2年間延長する。

(経済産業省・農林水産省・環境省)

<地方拠点強化>

【拡充・延長】

⑧地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長（所得税・法人税等）

企業の地方移転や地方拠点の拡充を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、ビジネス環境の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。

(内閣府)